53

6

中 セ 問 聴係 紙を 図書 央 ン ま 「 合せ 】 体 夕 ĺ, 館 7 育 子ども家芸 L 保 にもアン T 健 5 11 セ 報 ン 公民 **家庭支援** ず。 ケー 課 タ]

からご 1) く 募 集 意 、ージに対 ----せて して ぜ な] お、 ひ、 \mathcal{O} ジ 11] 11 間 、ます ご協力くださ ただきま アン ア 市 稿 を ル U 方法 お寄 ケ 0) T のご意見箱 1 際 0) 月 す。 せくださ 0) 意見を 30 市 参 結果 日 考と ホ (金)

は

からったり ユ] 市 り、 ジホ ア ホ 0) 皆 ル IJ ム さ

じて ホ | に向けたアン います ムペ ジリニュー ケー トを実

係 せて ただきまし 問 平 等に 万 6, **7** 寄 合せ】 551 11 附 応じ、 ただきます。 26 2 5 5 円) 年 契約管 有効に 度 寄 累 附 財 2者のご希 活用 課 32 管 件 さ 財

方 4 6 に ら 20 匿 日 4 0 円 2 ま 日 9 こ寄附を

で

間

 \mathcal{O} \mathcal{O}

か

ら 12

31 月

1

万 2,

寄附金 福生市· まちづくりに資する (ふるさと納税)

確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ

◆復興特別所得税の計算・記載漏れにご注意ください。

個人の方は、平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税(原 則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付す ることになります。

- ◆消費税及び地方消費税の確定申告の相談・確定申告書の提出の受付・ 納税は、3月31日(火)までです。
- ◆平成 25 年分の各種申告において、e‐tax(国税電子申告・納 税システム)を利用しての提出、またはプリントアウトして書面によ り提出した方は、平成26年分の確定申告書等が送付されませんので、 引き続き電子申告等をご利用ください。
- ◆提出された医療費の領収書等の税務署での保管期間は1年です。医 療費の領収書等が後日必要になる方は、確定申告書を提出する際に税 務署で提示いただくか、領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手 を貼った返信用封筒(返送先を記入願います)を同封してください。
- ●にせ税理士及びにせ税理士法人にご注意ください

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。 【問合せ】青梅税務署総務課☎ 0428・22・3185 または東京税理士会青梅 支部☎ 0428 • 23 • 2331

高齢者の「障害者控除」 ご存じですか?

身体障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、65歳以上で 寝たきりなど一定の要件に該当する方には、障害者控除対象者認定書 を発行します。所得税や住民税の申告の際に添付することで、本人ま たはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けられます。 【申込み】印鑑を持参して直接、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉 係費 551・1751 へ。

2月の無料相談 【問合せ】秘書広報課広報広聴係 3 551・1529 ※土・日・祝日を除く						
相談内容	実施日	時間	場所	備考		
人権身の上相談・ 行政相談	4 日(水)		第一相談室			
登記相談	5 日(木)]		予約制、先着 6 人(1 人 30 分) ※相談日1か月前から電話		
相続遺言等暮ら しの手続き相談	10 日(火)	午後1時30分 ~4時30分		※相談日1が月前から電話で秘書広報課広報広報広聴係へ。		
税務相談	26 日(木)	4 10 00 73				
法律相談	7 日(土) •12 日(木) 18 日(水) •25 日(水)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。		
交通事故相談	19 日休	午後1時30分 ~4時		予約制、先着3人(1人45分) ※相談日1か月前から電話 で秘書広報課広報広聴係へ。 相談日以外は東京都都民の 声課☎03・5320・7733へ。		
少年相談	20 日(金)	午前 9 時 〜午後 4 時 30 分		予約制、警視庁八王子少年 センター ☎ 042·679·1082 へ。相談日当日は秘書広報 課広報広聴係へ。		
介護保険相談	毎週月・火・木・ 金曜日	午前 9 時~正午 午後 1 時~ 4 時	市役所1階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551•1764		
子ども相談	毎週 月~土曜日	午前 8 時 30 分 ~午後 5 時 15 分	子ども家庭支援 センター(子ど も応援館1階)			
消費者相談	毎週 月・木曜日	午前 10 時~正午 午後 1 時~ 4 時	市役所第二棟 2階第2相談室	シティセールス推進課産業 活性化グループ ☎ 551•1699		
心配ごと相談	毎月第二水曜日	午後1時~3時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見 センター福生 な 552•5027		
事業資金相談	12 日(木)	午後1時30分 ~3時30分	商工会館 1 階相談室	商工会 否 551・2927 ※対象は 市内の小規模事業者		

【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、 児相談 (☎ 551·1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談 (☎ 552·5027 福祉センター)、教育相談 (直通☎ 551·7700)

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

医療費控除と介護保険サービス について

▼介護保険サービス利用料は確定申告で医 療費控除の対象となる場合があります

〈表 1〉は居宅サービスを利用した場合、 ⟨表 2⟩は施設サービスを利用した場合です。

▼介護保険料は社会保険料控除の対象にな ります

特別徴収の方は、日本年金機構からの公 的年金等の源泉徴収票を確認してください。

普通徴収の方や介護保険料の額がご不明 な場合は、介護福祉課介護保険係へ身分証 明書等を持参のうえお問い合わせください (電話での問合せには個人情報保護の観点か らお答えできません)。

▼寝たきりの方のおむつ代の医療費控除に ついて

傷病によりおおむね6か月以上にわたり 寝たきりであり、医師の治療を受けている 方のおむつ代は、医療費控除の対象となり ます。その方の治療を行っている医師が発 行した「おむつ使用証明書」と、支出した おむつ代の領収書を、確定申告書に添付す るか提示してください。

2年目以降の場合は、「おむつ使用証明書」 に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意 治医意見書の写しの添付、提示でも可能です。 護福祉課介護保険係☎ 551・1764

〈表 1〉医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス等について

○訪問看護○介護予防訪問看護○訪問リハビリテーション○介護予防訪問リハビリテーション の対象とな る居宅サー

医療費控除┃◯居宅療養管理指導(医師等による管理・指導)◯介護予防居宅療養管理指導◯通所リハビリ (医療機関でのデイサービス)◯介護予防通所リハビリテーション◯短期入所療養 介護(ショートステイ)○介護予防短期入所療養介護○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 -体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。○複合型サービス※前記の居宅サ スを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限ります ○訪問介護(ホームヘルプサービス)※生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)

居宅サービス等の種類

上記の居宅 サービスと 併せて利用 する場合σ み医療費控 除の対象と

なるもの

型を除く○夜間対応型訪問介護○介護予防訪問介護○訪問入浴介護○介護予防訪問入浴介護 ◯通所介護(デイサービス)◯認知症対応型通所介護◯小規模多機能型居宅介護◯介護予防 通所介護○介護予防認知症対応型通所介護○介護予防小規模多機能型居宅介護○短期入所生 活介護(ショートステイ)○介護予防短期入所生活介護○定期巡回・随時対応型訪問介護看 護※一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。○複合型サ-ビス※前記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問 介護の部分を除く)に限ります.

〈注〉①指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる医療費の金額が記載されます。 ②高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し 引いて医療費控除の金額を計算することになります。

〈表 2〉医療費控除の対象となる介護保険制度下での施設サービスについて

<u>.</u>	施設名	医療費控除の対象	医療費控除の対象外	
	指定介護老人偏催施設(特別套護老人ホーム) 指定地域密差刑介護老人福祉施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の2	日堂生活費	
		分の に和当する条組	特別なサービス費用	
ŕ	指定介護療養型医療施設(療養型病床群等)	及び居住費)として支払った額		

見書の内容を市が確認した書類、またはその主 〈注〉①指定介護老人福祉施設等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されます。 ②高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し 【問合せ】〈医療費控除について〉青梅税務 引いて医療費控除の金額の計算をすることになります。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型 署**☎**0428•22•3185〈介護保険について〉介 介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、2分 の1に相当する金額を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることになります。

【1月の納税のお知らせ】市・都民税 (第4期)、国民健康保険税 (第7期)、介護保険料 (第7期)、後期高齢者医療保険料 (第7期) の納期限は2月2日別です。 口座振替は2月2日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。※納期を過ぎると延滞金が課されます。【問合せ】収納課☎551・1578